調達管理番号・案件名
26a00785_日本における食育・学校給食レビュー実施支援業務（国内業務）（QCBS-ランプサム型）

質問と回答は以下のとおりです。

2026年11月2日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	9	2条食育：「～研究結果の解釈、研究ギャップ分析、学術的考察並びに成果の公表に係る作業は発注者が行うものとする。」	食育分野の業務において、研究ギャップの分析は受注者のほうで実施を想定されているのか、または発注者側で実施するものと想定されているのかご教示ください。	受注者にて研究ギャップ分析を実施いただきます。 受注者と発注者の役割分担については、質疑応答3に記載の内容を正式な回答とし、当該内容に基づきます。
2	9	第2章 特記仕様書案 - 第2条 業務の目的【食育】 - 第4条 業務の内容【食育】7「記述的分類、集計・可視化及び結果の分析・記述」	公示資料9ページでは研究ギャップ分析は発注者が行うとされていますが、14ページでは受注者が研究ギャップを分析・整理・記述するとされています。研究ギャップ分析は発注者・受注者のどちらの担当でしょうか。	受注者にて研究ギャップ分析を実施いただきます。 受注者と発注者の役割分担については、質疑応答3に記載の内容を正式な回答とし、当該内容に基づきます。
3	9	第2章、第2条【食育】（P9）、 第4条【食育】7. 記述的分類、集計・可視化（エビデンスマップ作成）及び結果の分析・記述（P14）	第2条では研究ギャップ分析は発注者が行うとされる一方、第4条では受注者が研究動向及び研究ギャップの分析・整理・記述を行うと記載されています。両者間の業務分担は以下のように理解しておりますが、それでよろしいでしょうか？ 受注者：集計・可視化の結果に基づく研究の分布や不足領域の記述的な整理を行う。 発注者：学術的解釈及び今後の研究課題の整理・検討	ご認識のとおりです。
4	10	第2章 特記仕様書案 第3条 -【食育】2「対象文献」 -【学校給食】2「対象文献」	食育レビュー、学校給食レビューそれぞれについて、予備検索等に基づく採択文献数の概算があればご教示ください。	採択文献数については、検索式及び採択・除外基準を設定した上で、検索・スクリーニングの結果に基づき決定することを想定しています。
5	12	第2章 特記仕様書案 第3条【学校給食】2. 対象文献	学校給食ナラティブレビューの対象期間については、契約後に発注者との協議により決定するとされていますが、日本の学校給食は長い歴史を有し、対象期間によって文献検索・選定及び情報整理に要する作業量が大きく異なると考えられます。 プロポーザルの作成及び見積額の積算に当たり、現時点で想定されている対象期間、または開始年の目安があればご教示ください。	学校給食ナラティブレビューの対象期間について、食育基本法の制定及び栄養教諭制度の開始を踏まえ、2005年以降の文献を一つの目安とします。ただし、それ以前の文献についても、本レビューの目的に照らして重要なものは、必要に応じて追加的に取り扱うことを想定しています。

6	12	4条成果物、その他	今回の支援業務では、食育及び学校給食に関する研究の蓄積状況や分布を整理・可視化することが主な目的であり、成果物として、各研究のエビデンスの高さや方法論的な質を評価できる情報整理まで行うことは求められてはいないという認識でよいでしょうか。 また、今後、JICAとして食育や学校給食に関連する発表やレビュー論文作成などを念頭に置いているのでしょうか。	ご認識のとおりです。 各研究のエビデンスの高さや方法論的な質を評価できる情報整理まで行うことは求めておりません。 また、本業務で得られた成果は、今後の研究や国際的な知見共有等に活用することを想定しています。
7	13	第2章、第4条【食育】4. スクリーニング（P13）、【学校給食】4. 文献選定（P16）	以下の対象件数について想定がございましたら、ご教示ください。 【食育スコーピングレビュー】 ①一次スクリーニングの対象件数 ②二次スクリーニングの対象文献数 ③最終的な採択文献数 【学校給食ナラティブレビュー】 ④収集・精読を想定されている文献数 【両レビュー共通】 ・上記①～④の文献のうち、有料での入手が必要となる文献数の想定があればご教示ください。	①～④について、現時点では具体的な対象件数は想定しておりません。 なお、有料文献については、50本程度を目安として想定しています。
8	13	第2章 特記仕様書案 第4条【食育】4. スクリーニング	「独立した2名のレビューア」については、受注者が配置する業務従事者2名を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。また、レビューアに求められる専門性や資格等について、特段の要件があればご教示ください。	ご認識のとおりです。 レビューアの専門性や資格等については、仕様書に記載している業務を適切に実施できる能力を有することを想定しており、それ以外に特段の要件は設けていません。
9	13	第2章 特記仕様書案 第4条 -【食育】4「スクリーニング」 -【学校給食】4「文献選定」	食育レビューでは、独立した2名のレビューアによる一次・二次スクリーニングが定められています。学校給食レビューでも、同様に独立した2名による文献選定を行う必要があるでしょうか。	学校給食レビューにおいては、独立した2名による文献選定を必須とはしておりません。
10	13	第2章、第4条【食育】2. 検索式の作成（P13）、4. スクリーニング（P13）、【学校給食】2. 検索式の作成（P15）	医中誌Web等のデータベースの検索や文献の全文入手に利用できる環境を、発注者から提供いただくことは想定されていますでしょうか。他方で、受注者自身で確保する場合、法人枠・個人枠での登録等の指定があれば、想定される費用等ご教示いただけないでしょうか。	発注者から提供することは想定しておりません。必要な利用環境については、受注者において確保いただくことを想定しています。 また、データベースの利用に当たり、法人契約・個人契約等の契約形態について発注者からの指定はありません。必要となる費用については、各データベースの利用条件や文献の入手方法等に応じて、受注者においてご提案・積算ください。

11	13	4条食育 2. 検索式の作成：「検索対象データベースは、少なくともPubMed及び医中誌Webを含むものとする。その他のデータベース（CiNii Research、Scopus、Web of Science等）については、受注者が予備検索結果を踏まえて提案し、発注者との協議の上で決定」	文献検索及び全文入手に必要となる医中誌Web、Scopus、Web of Science等のデータベース利用料及び有料文献の入手費用については、受注者が契約金額内で負担するとの理解でよろしいでしょうか。また、発注者から利用可能なデータベース又は文献の提供を受ける予定はありますでしょうか。	発注者から提供することは想定しておりません。必要な利用環境については、受注者において確保いただくことを想定しています。 また、データベースの利用に当たり、法人契約・個人契約等の契約形態について発注者からの指定はありません。必要となる費用については、各データベースの利用条件や文献の入手方法等に応じて、受注者においてご提案・積算ください。
12	13	第2章 特記仕様書案 第4条【食育】4「スクリーニング」	フルテキストの入手は受注者が行うとされていますが、文献の購入・複写等にかかる費用は本見積に含める必要があるでしょうか。	必要となる費用については、各データベースの利用条件や文献の入手方法等に応じて、受注者においてご提案・積算ください。
13	13	第2章 特記仕様書案 第4条【食育】4「スクリーニング」	フルテキストの入手は受注者が行うとされていますが、文献の全文を入手する際、JICAが契約する電子ジャーナル等を利用することは可能でしょうか。それとも、受注者が独自に入手することを想定されていますでしょうか。	発注者から提供することは想定しておりません。必要な利用環境については、受注者において確保いただくことを想定しています。
14	15	4条食育：「集計・可視化（エビデンスマップ作成）の結果について、研究動向及び研究ギャップの分析・整理・記述を行う。」	食育分野の業務において、研究ギャップの分析は受注者のほうで実施を想定されているのか、または発注者側で実施するものと想定されているのかご教示ください。	受注者にて研究ギャップ分析を実施いただきます。 受注者と発注者の役割分担については、質疑応答3に記載の内容を正式な回答とし、当該内容に基づきます。
15	16	第2章 特記仕様書案 第4条【学校給食】4. 文献選定（16ページ）及び6. 文献の分類及び成果整理（17ページ）	文献選定では「栄養、健康、食行動、学習・教育効果、社会性その他関連領域」が対象とされていますが、文献の分類及び成果整理で例示されている分類項目には「健康」が独立して含まれていません。 「健康」に関する知見については、「栄養」に含めて分類することを想定されているのでしょうか。それとも、「健康」を独立した分類項目として設定することも想定されているのでしょうか。	仕様書に記載している分類項目は例示です。具体的な分類方法は、契約後に発注者と受注者で協議の上、決定することを想定しています。

以上